

平成22年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時：平成22年8月3日（火）

午後2時から午後4時まで

場所：宮城県庁9階 第一会議室

■出席委員（50音順）

市瀬智紀委員，加藤亨二委員，金東暎委員，都築輝繁委員，照井咲子委員，奈良岡慧美委員，早坂律子委員，J. F. モリス委員，山田晴義委員，李王寧委員（10名出席）

■県側

犬飼章国際経済・交流課長

【開 会】

司 会）今日は，御多忙の中，「平成22年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会」に御出席いただきまして，誠にありがとうございます。開会に当たりまして，宮城県経済商工観光部国際経済・交流課長の犬飼から御挨拶申し上げます。

【開会あいさつ】

犬飼課長）宮城県国際経済・交流課長の犬飼でございます。今日は御多忙の中，そしてお暑い中，「宮城県多文化共生社会推進審議会」に御出席いただき，誠にありがとうございます。

今日は実に10名全員の委員の皆様にご出席いただいております。皆様それぞれ御多忙の業務をお持ちでいらっしゃいますので，このように全員にお集まりいただけるというのは，他の審議会を見ましても非常に珍しいことでありまして，大変嬉しく思っております。改めまして，委員の皆様にご厚く感謝申し上げます。

また，後ほど御紹介いたしますが，このたび，大沢裕委員に代わりまして，現宮城労働局職業安定部長の都築輝繁様にご本審議会委員をお引き受けいただきました。厚く御礼申し上げますとともに，御専門の労働関係を含め広範な見地から，よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

さて，本県の多文化共生施策につきましては，お陰様で，平成19年7月の条例制定以後，推進計画の策定をはじめ，おおむね順調に取組が進められているところでございますが，今年3月，「富県宮城」の実現に向けて策定いたしました「みやぎ国際戦略プラン（第2期）」におきましても，「多文化共生社会の形成」は，「暮らしやすいまちづくり」を進めていく上での施策の柱に位置づけられたところでございます。

また，現在，県内に暮らす外国人県民は約16,000人で，県人口に占める割合は，

わずか0.7%に過ぎませんが、国のグローバル30「留学生30万人計画」や経済連携協定「EPA」の締結推進、さらには県内における製造業の集積などに伴いまして、今後、県内に暮らす外国人が飛躍的に増加する可能性を秘めております。

そのようなことから、県では引き続き、多文化共生に向けた取組を一層推進していく考えでありまして、市町村をはじめ関係機関、事業者、県民等が一体となって取り組んでいけるよう、精一杯努めてまいりたいと考えております。

本日の会議でございますが、県では、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第21条の規定に基づきまして、毎年度、多文化共生に関して講じた施策を県議会に報告していくこととしております。今回がはじめての報告でございます。積極的に県民向けに公表していく予定としておりまして、本日の会議では、その内容について御審議を賜りたいと考えております。

また、併せまして、昨年度末に実施いたしました「外国人県民アンケート」の調査結果、並びに前回の会議で御審議いただきました「多文化共生社会推進連絡会議（仮称）」の検討状況について御報告申し上げ、御意見を頂戴したいと考えております。

本日は大変お暑い中ではございますが、委員の皆様には、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

【会議の成立】

司 会) 本審議会は10名の委員により構成されておりますが、本日は10名全員の委員の皆様にご出席をいただいております。「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第17条第2項に定める定足数「委員の半数以上」を満たしておりますので、本日の会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

【新任委員の紹介】

司 会) なお、人事異動によりまして、新たに、宮城労働局職業安定部長の都築輝繁様に本審議会委員をお引き受けいただいておりますので御紹介いたします。

都築委員より一言、御挨拶をお願いいたします。

都築委員) 今年の4月1日からこちらに参りました、都築でございます。県内のハローワークの仕事をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【資料の確認】

司 会) 都築様、どうもありがとうございました。

ここで、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。

(資料名を讀上げ)

【議 事】

司 会) それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います、ここからの進行は、山田会長にお願いしたいと思います。山田会長、よろしくお願いいたします。

【審議事項】

山田会長) お暑いところ、大変ご苦労様です。

それでは早速議事に入りたいと思います。先ほど課長さんから御案内がありましたが、次第にあります、3の審議事項に入りたいと思います。平成21年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策について、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

犬飼課長) それでは、お手元にお配りしております、資料1「平成21年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策(概要版)」と、資料2「平成21年度多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策」に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、報告事由についてでございます。資料1の「報告事由」をご覧ください。これにつきましては、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第21条の規定を受けたものでございまして、今回御提示させていただく内容は、今月20日に開催されます県議会産業経済委員会で報告を行う予定としております。そして、本日はその内容について委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。

なお、これから御説明いたします内容には、前回の会議で御説明した内容と重複する部分がございます。恐れ入りますが、その部分につきましては、詳しい説明を省かせていただきますので、予め御了承いただきたいと思っております。

それでは、早速、平成21年度に講じた施策の説明に入らせていただきます。資料2を使って御説明いたします。2ページをお開きください。

私どもの多文化共生社会推進計画では、「意識の壁」の解消、「言葉の壁」の解消、「生活の壁」の解消と括っております。「意識の壁」の解消を図る取組といたしまして、多文化共生シンポジウムを気仙沼市と仙台市の2箇所、ともに12月に開催してございます。開催日時やプログラムにつきましては、ご覧のとおりですが、それぞれの地域課題を踏まえたテーマで開催しておりまして、2会場で約140名の方々に御来場いただきました。特に、市瀬先生に御講演をいただいた仙台会場には、地方自治体や学校関係者のほか、外国人の親子やボランティア、学生など実によくの方々を訪れ、大変充実したシンポジウムとなりました。改めまして、市瀬先生には、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

続きまして、4ページをお開きください。

昨年10月に全国規模の催事となります、人権啓発フェスティバル「ヒューマンフェスタせんだい・みやぎ 2009」が夢メッセみやぎで開催されました。ここに宮城県国際政策課のほか、大韓国民団の青年会や、宮城県国際交流協会、JICA東北などの国際関係団体が参加し、ステージショーやブース展示等を通じ、一般来場者に向けて多文化共生や国際理解への普及・啓発に努めました。

続きまして、5ページをご覧ください。

啓発ツール作成事業でございますが、全部でご覧の5種類の啓発物品を作成し、多文化共生シンポジウムや人権啓発フェスティバルなど、県民の皆様が多く集まる場を捉え掲示や配布を行い、少しでも多くの方々に多文化共生への関心を寄せていただくよう努めました。

特に、本日もお配りしております、この「多文化共生社会推進計画」のリーフレットにつきましては、県のみならず、市町村やボランティア団体などが主催する研修会等でも説明資料として御利用いただいているものと伺っております。

続いて6ページをお開きください。

こちらは、昨年11月に開催いたしました本審議会の様子でございます。こちらにつきましても、多文化共生の推進体制の整備につながる重要な取組として、県議会の方に報告させていただきたいと考えております。

次に7ページをご覧ください。

市町村等研修会開催事業でございます。ご覧の内容により、市町村や国際交流協会の施策促進を図る目的で開催してございます。

続いて8ページをご覧ください。

外国人県民アンケート調査事業でございます。こちらにつきましては、この後の報告事項の中で、詳しく御説明いたしますので、ここでは簡単な説明に留めさせていただきますが、昨年度末に外国人県民を対象にしたアンケート調査を3年ぶりに実施したというものでございます。

県内に暮らしている外国人県民、約16,000人の中から2,350人を無作為抽出し、ご覧の調査項目、全56問からなる調査票を郵送配布させていただきました。回収率につきましては、宮城県合計で25%となっております。実に600人近くの方々から御回答を頂戴いたしました。その内容につきましては、後ほど詳しく御説明させていただきますと思います。

続きまして、10ページをお開きください。

ここからは、「言葉の壁」の解消を図るための取組になりますが、まずは、県政だより多言語化支援事業でございます。

ご覧のとおり、県政だより「県からのお知らせ」の見出しのすべてと、本文の一部を、英語、中国語に翻訳し、県ホームページに掲載する取組を昨年8月から開始したというものでございます。

次に11ページをご覧ください。

災害時通訳ボランティア整備事業でございます。この事業は、県内で大規模災害が発生した際に、被災地からの要請に応じ、必要な言語の通訳ボランティアを派遣できる体制を整備するものでございます。昨年度は86名のボランティアの方々に御登録いただき、ブラッシュアップ研修会や防災訓練への参加等を通じ、対応技術の向上にも努めていただきました。

続いて12ページをお開きください。

災害時外国人サポート・ウェブ・システム運用事業でございます。この事業は、県の総合防災情報システム「MIDORI」から、気象や地震、津波に関する情報の提供を受け、その内容を英語、中国語、ポルトガル語、韓国語に自動翻訳し、専用WEBサイトに自動掲載するとともに、その情報を登録者のパソコンや携帯電話に自動でメール配信を行うというサービスでございます。

平成20年3月の本格稼働後、様々な場でPRを重ねた結果、着実に利用者が増えておりまして、平成21年度末時点で1,290件の利用登録がございました。なお、直近の数字で申し上げますと、さらに500件近く増えておりまして、今日現在の登録件数は約1,750件となっております。

次に13ページをご覧ください。

災害時多言語支援ツール作成事業でございます。昨年度は、上半期に被災地の避難所等で使用する「災害時多言語表示シート」を、下半期には、災害発生時に防災無線や広報車等で使用する「災害時多言語音声情報CD」を作成し、県内全市町村に配備いたしました。このうち「災害時多言語表示シート」につきましては、登米市で開催された9.1総合防災訓練で実際に使用するなど、利用促進に向けた働き掛けも併せて行ったところでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

総合防災訓練参加事業でございます。ただいま触れさせていただきましたが、9.1総合防災訓練が昨年、登米市で開催されました。そこに宮城県国際交流員や災害時通訳ボランティア等を派遣し、多言語広報やボランティア活動支援訓練等への参加を通じ、多言語化支援など外国人被災者に対する配慮の必要性を強く訴えてまいりました。

なお、先ほど御説明いたしました「災害時多言語表示シート」は、ここの写真にありますような使われ方となっております。

続いて15ページをご覧ください。

ここからは、「生活の壁」の解消を図るための取組でございますが、まずは、外国人相談センター設置事業でございます。この事業は、宮城県国際交流協会内に「みやぎ外国人相談センター」を設置し、日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の5ヶ国語で、外国人県民やその家族等からの相談に対応するものでございます。

下のグラフにありますように、相談件数は年々増加してきており、平成21年度は420件もの相談に対応いたしました。対応言語は、下の円グラフのとおりでございます。相談内容につきましては、結婚や離婚など家庭生活に関するものが最も多く、次いで、医療保健福祉、在留資格、仕事に関するものが多くなっております。

続いて16ページをお開きください。

相談窓口対応研修会開催事業でございます。

ご覧のとおり、11月に学校教育分野の研修会を、3月に相談員分野の研修会をそれぞれ開催してございます。学校教育分野の研修会は初の試みであったのですが、実に多くの学校関係者にお集まりいただき、関心の高さを感じることできた大変有意義な研修会でございます。

また、相談員分野の研修会につきましても、参加者は多くなかったものの、プログラムにテーマ別のグループ討論を盛り込んだことで、参加者間のコミュニケーションが活発化し、情報の共有が図られた大変有意義な研修会でございます。

次に17ページをご覧ください。

「その他」といたしまして、総務省研究会参加事業でございます。これは、昨年9月に総務省が立ち上げました「多文化共生の推進に関する意見交換会」のメンバーに私になり、当課から計5回の会合に参加したというものでございます。総務省によりますと、本県が選ばれた理由は、「外国人点在地域の中で多文化共生に積極的に取り組んでいる団体であるから」とのことでありまして、条例の制定にはじまり、計画の策定、施策の推進など、本県のこれまでの一連の取組に対し、総務省から一定の評価をいただいたものと捉えております。

また、この会合の中で、集住地域ではなく点在地域であるがゆえに抱えている本県の現状や課題等についてプレゼンテーションを行い、今後の検討課題等について、専門家や他団体との間で意見交換を行わせていただきました。

以上が、平成21年度に講じた多文化共生施策でございます。

続きまして、宮城県多文化共生社会推進計画で定める5つの評価指標の進捗状況について御説明いたします。この内容につきましては、冒頭でも申し上げましたが、前回の会議で大方、説明済でございますので、本日は、前回から変わった部分を中心に御説明いたします。

それでは、18ページをお開きください。

評価指標1は、県民意識調査「外国人県民も活躍できる地域づくり」に対して「重視する」と回答している割合でございますが、これにつきましては、前回、御説明した内容と変わっておりません。平成21年度の進捗状況は45.6%で、前年度に比べ、わずかですが、1.6ポイント改善しております。

続きまして、評価指標2「多言語による生活情報の提供実施市町村数」でございます。これにつきましても、前回御説明した内容と同様でございます。平成21年

度の進捗状況は7市町で、前年度から2市町の増となっております。登米市でホームページの多言語化が、美里町で「外国人のためのハンドブックの作成・配布」が新たに実施されたところでございます。

続いて、19ページをご覧ください。

評価指標3「日本語講座開設数」でございます。

このところで、前回御報告した内容から変更がございます。平成21年度の進捗状況ですが、前回11月の時点では栗原市と利府町で1講座ずつ新たに開設されたということで、2講座増の27講座としておりましたが、その後、仙台市内の2講座で廃止されたことが判明いたしまして、結果的に、平成21年度の進捗状況は25講座に下方修正してございます。仙台市で廃止された講座でございますが、一つは受講者の減少とボランティアの高齢化による廃止、もう一つは、北山市民センターの一時閉館に伴う廃止と聞いてございます。

続いて、評価指標4「外国人相談対応体制を整備している市町村数」でございますが、これにつきましては、前回から変更はございません。平成21年度の進捗状況については、新たに整備した市町村はなく、4市町のままでございます。

最後に、20ページをお開きください。

評価指標5「永住者の求職者に対する就職率」でございますが、こちらも、基本的に前回御説明した内容から変更はございません。平成21年度の進捗状況、これは平成20年度の実績を用いておりますが、これについては、雇用情勢全般の悪化により、前年度から9.6ポイント低下し、17.2%となっております。

なお、平成21年度の実績についてですが、これは平成22年度の進捗状況として用いることとなりますが、これにつきましては既に出ておまして、それによると永住者の就職率は22.1%で、前年度に比べ4.9ポイント改善してございます。

私からの説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

【質疑・応答】

山田会長) ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明に対しまして、委員の皆様から御質問あるいは御意見を頂戴したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

市瀬副会長) 御説明ありがとうございました。

単純な統計的な質問なのですが、美里町でハンドブックの作成・配布が始まり、栗原市と利府町で新たに日本語講座が開設されたことから、宮城県内各市町村における外国人人口の増減が見えてくるとは思いますが、その状況を示すデータはあるの

でしょうか。

例えば美里町で外国人のためのハンドブックを作成した背景には何かあるのでしょうか。

犬飼課長) 増加したという市町村は、多賀城市で88人、仙台市87人、気仙沼市、石巻市、東松島市という順で、増加率が大きい市町村となると、七ヶ宿町、多賀城市、東松島市、大衡村、七ヶ浜町となっております。美里町が増加傾向であるというデータはありません。

ちなみに登録者が減少した市町村は、大崎市、大和町、亶理町、登米市、白石市、栗原市となっております。減少率でいうと、大和町、松島町、亶理町、大郷町、大河原町となっております。

モリス委員) 今年の初めだったでしょうか。富谷の研修施設で開催された三県の研修会で、確か美里町から町役場の人に来ていて、「外国人を増やさないと、この町は滅びる」というような話をしていたので、もしかしたらそれが関係しているのかもしれないですね。

事務局) 申し訳ありませんが、その辺の細かい情報までは把握しておりません。

山田会長) わかりました。

それでは他に何かある方はいらっしゃいますか。

モリス委員) 16ページの2つの研修会について、学校教育分野が57人となっておりますが、今まで開催された研修会では人が集まらなかったのに、今回集まったというのは、何か理由はあるのでしょうか。

条例の成果というものの評価を考える時に、条例をつくったために研修会等への関心が高まったのではないか、県の取組の成果ではないか、ということも考えられると思います。もしそうであれば、とてもすばらしいことではないでしょうか。

犬飼課長) これについても、実際に人集めに奔走した担当から御説明いたします。

事務局) この研修会は、昨年度初めて開催したものです。教育分野でどれくらいの需要があるのかというのを、手探りの状態ではじめたものなのですが、ふたを開けてみれば遠くは気仙沼といった県内各地から集まっていただきました。これまで、このような研修の場がありませんでしたが、現場の学校の先生方に潜在的なニーズがあったのだと感じました。

モリス委員) 総務省の研究会に宮城県が参加したことには感心しました。

19ページの日本語講座の数は横ばいですが、地域が広がっていることの方がむしろ重要ではないかと思えます。

私たちは成果が上がっているということをどうしても表していかなければなりません。相談窓口数は伸び悩んでいます、このようなことは十分評価できるのではないかと思えます。

犬飼課長) ありがとうございます。

モリス委員) 最後のページの永住者の就職率について、これは県内全体の就労状況と同じような状況にあるのですか。

犬飼課長) 御専門でいらっしゃる都築委員、お願いします。

都築委員) 永住者の状況でございますと、詳しいところまで申し上げることはできないのですが、一般的な話としましては、就職率の関係は20年度から21年度にかけて若干上昇しております。

背景としては、いわゆる正規雇用は広がっておりませんが、非正規雇用、パートタイマーでの雇用が広がっております。

山田会長) ありがとうございます。

ただ今の発言は、日本語講座開設について、件数というよりは開催地域が広がっていることも含めて、成果として表現できる部分については表現してほしいということでした。

犬飼課長) はい、わかりました。

山田会長) 他にはいかがでしょうか。

照井委員) 仙台教育事務所の照井と申します。

16ページの学校教育分野の研修についてでございます。皆さんご存じのように指導要領の改訂等々ございまして、平成23年度から小学校に正式に外国語活動が導入されます。昨年度からたくさんの国際交流活動が小学校の現場に導入されてきております。それに対応して、国際理解に伴う支援を国際交流協会に求める学校が大変多くなってきているという現状があります。大変適切な対応をしていただいて、

学校現場に様々な国際交流の場を設定していただく機会が増えているのですが、担当の大村課長さんとお話をしてみますと、ニーズが多すぎて対応しきれない状況があるけれども、一生懸命取り組んでいるというお話を伺っております。併せて、転入してきた外国人の子どもたちの言語支援のために国際交流協会にたくさんの支援があるということも伺っております。年に40時間、80時間の支援対応をいただいているということも聞いてございます。

また、私どもも、週20時間程度の外国人児童生徒の支援の体制も組んでいるところでございます。実際、学校に県の教育委員会として派遣するときには、ある程度の教員としての資格が必要であり、このことが大きなネックになっております。学校に韓国語を話せる支援の教員を配置して欲しいという依頼がありましても、なかなかその力をお持ちでなおかつ教員の免許を持っているという方を探し当てるのに四苦八苦しており、宮城県国際交流協会と密に交流をしながら、進めていこうと考えております。

そのような状況もあり、この教育分野での研修会に、今後も期待できるのではないかなと思います。2回3回と継続するようであれば、県の教育委員会を通して各学校にこの広報活動を進めていただきたいと考える次第です。

山田会長) ありがとうございます。

教育分野の研修会について、今後の広報も含めてよろしくお願ひしたいということでもございました。

大飼課長) 当課には3つの柱がありまして、経済では外国に輸出するための販路開拓、企業誘致、それから研修員の受入などの国際協力や姉妹交流などの交流基盤の強化、そしてパスポートがございまして、多文化共生につきましては、当課でも積極的に事業を推進しております。

多文化共生については、県が行うものと宮城県国際交流協会が行うものを分けておりまして、いわゆる草の根交流などは宮城県国際交流協会がこれまでやってきた実績があり、他の国際交流協会とのネットワークを持った方がいいものについては、宮城県国際交流協会にお願いしています。それから、自主事業として国際交流協会が独自にやっている事業もあります。

先ほど照井委員から御紹介がございましたが、宮城県国際交流協会の代表的な事業として、日本語がわからない子どもが転入してきた場合に、ボランティアの方がサポートするという事業を持っております。これは、私が委員になっている国の研究会でも非常に高く評価されています。今後、外国からの研究者や留学生が増えることが予想されますので、このような事業につきましては、宮城県国際交流協会と協力しながら継続し、充実させていきたいと考えております。

ただ、こういうプログラムは、活用する側の御理解も必要ですので、現場の先生方の御理解をいただきながら、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

その辺の体制づくりについて前回の審議会でも色々と御審議いただいておりますので、後ほど詳しく御説明させていただきます。

山田会長)他に何かある方はいらっしゃいますか。

奈良岡委員)今年の3月に登米市が外国人相談対応体制の整備をはじめるといような話を聞きましたが、現在どのような状況なのでしょうか。

事務局)少し前に登米市の方とお会いしまして、現在準備中だと伺っております。年度内の立ち上げに向けて調整中だということでした。

山田会長)他はいかがでしょうか。

では私から質問させていただきます。

15ページの「生活の壁」の解消ということで、外国人相談センター設置事業についてページ右下に相談内容のグラフが出ているのですが、これに関して、満足度調査があるとよいと思います。後で御報告がある8ページの外国人県民アンケート調査事業の結果から、そういったことはわかるのでしょうか。

犬飼課長)相談センターに対する満足度調査ですか。

山田会長)こういう相談等に対する満足度が何か測れるものはあるのでしょうか。アンケート調査がどうなのかという項目はアンケートには入っていないのですか。

犬飼課長)相談センターに寄せられる相談で多いのは、家庭生活、医療・保健・福祉に関することですが、それらの対応に対して満足かどうかということについてはわかりません。

相談等に対する満足度ではなく、現状についての満足度であればアンケート調査結果報告書に記載されております。

奈良岡委員)相談センターに電話をかけてくる方の中には、一度きりという方も多いので、電話相談に乗ったあとに、対応に満足したか、問題を解決できたのかということが非常に気になるのですが、こちらからそれを聞くこともできないという状況にあります。

山田会長) 相談内容に対する相談者の評価ですね。

モリス委員) 強いて言うならば、外国人の数はほとんど増えていないのに、相談件数は増えているということは、相談してもしょうがないところに相談には行かないので、一定の評価を得ているというふうには考えられるのではないのでしょうか。

相談件数が外国人の増加率より増えていることを、外国人を取り巻く状況が年々大変厳しくなっていると考えるか、あるいは、むしろそうではなく、それなりの評価を得ていると前向きに考えるかということでしょう。

金委員) 先ほど言われたように、相談件数が増えているというのは、相談窓口に対する外国人の認知度が上がったということだと思います。この件については、人口が増えなくても相談センターが定着していけば、情報が確実に伝わっていくでしょうから、おそらく相談件数はどんどん増えていくだろうと思います。

先ほど満足度調査のようなものがあればよいとおっしゃいましたが、私の個人的な経験からすると、相談してそれっきりという方も多いのですが、ただ電話で相談を受けたとしても、必ず1ヶ月くらいたってからもう一度電話をかけ直し、解決したか確認するようにしています。プライバシーの問題もあると思いますし、窓口でそれを嫌がる方も当然いるとは思いますが、1週間2週間してから、相談員の対応に満足したかというのは相談者も直接は言いにくいでしょうから、「解決しましたか」という形でアンケート調査をするというのもよいのではないのでしょうか。

奈良岡委員) なかなか周りに言えないようなことに関する相談もありますので、発信元の電話番号が表示される電話がありますが、相談センターではあえて番号が表示されない電話を使っています。プライバシーのこともあるので、「どうでしたか」とは聞けない、聞かないようにしようという方針になっています。

金委員) 家庭内の問題などですか。

奈良岡委員) そうですね。

でも本当はその後どうなったのか知りたいですね。難しいところです。

犬飼課長) 私も実際に生の声を聞くことがあったのですが、相談内容も非常に複雑でありました。

おそらく口コミ等で徐々に伝わり、相談センターの評価も高まり、潜在化していた相談が顕在化してきていると思います。本来相談窓口が身近なところであれば一番いいのですが、スキルの問題や効率の問題で、今のところは宮城県国際交流協会

による相談センターが評価されているのかと感じています。

実は今年度からタガログ語を始めました。こちらはまだ周知されていないということで、まだ相談件数は1件です。

以前、ポルトガル語を始めた時は、大和町に1,500人くらいのブラジルの方がいらっしやいまして、どんどん相談件数が増えました。現在はその方々が宮城県からほとんどいなくなり、日本全国に散らばってしまいましたが、現在の居住地から電話をかけてこられる方もいらっしやいまして、電話番号がロコミ等で広がっていったと考えております。潜在的な相談ごとはまだまだたくさんあると思いますので、一層の広報活動に努めていきたいと考えております。また、フィリピン人の方も多く、タガログ語の相談もあるだろうということで4月から始めました。

【まとめ】

山田会長) 他にはございませんか。

審議事項に関して皆さんから出されたことが2つあると思います。

一つは実施してきた事業に対する評価をもう少し成果と課題を明確にして、踏み込んでいくことが今後の事業につながると思いますので、そのようにしていただくようお願いします。

それから二つ目は、一つ目と関連しているのですが、先ほどモリス委員が言われたように、成果としてアピールできる部分はしていただきたいと思います。その二つを感じました。そういったところでよろしいでしょうか。

それでは、審議事項につきましては以上とさせていただきます。

【報告事項】

山田会長) 続きまして、4の報告事項に入りたいと思います。

報告事項は2点ございますが、「平成21年度外国人県民アンケート調査結果について」と「宮城県多文化共生社会推進連絡会議（仮称）について」です。2点続けて事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

犬飼課長) お手元にお配りしております、資料3「平成21年度宮城県外国人県民アンケート調査結果報告書（概要版）」と、資料4「平成21年度宮城県外国人県民アンケート調査結果報告書」に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、資料3「概要版」の1ページをお開きください。

宮城県における外国人登録の状況でございます。外国人登録者数の推移、国籍別、それから次のページに、在留資格別、年齢別、男女別の外国人登録者数を記載してございます。

なお、この統計は、法務省発表の「在留外国人統計」に基づき作成しております。まもなく2009年のデータが法務省から発表されるものと思われませんが、県調査によりますと、2009年の県内外国人登録者数は、2008年に比べ130人程度増加しております。とりわけ中国人の留学生と技能実習生の増加が顕著にあるようです。

続いて3ページをご覧ください。

調査対象は、県内の20歳以上の外国人県民とし、普通郵便での送付・回収を行いました。

なお、今回の調査は仙台市と共同で実施したため、仙台市民分については、仙台市が送付・回収を行い、調査期間も仙台市と仙台市以外でそれぞれ別に設定いたしました。

調査票言語は、日本語、英語、中国語、韓国語の4言語を準備し、無作為抽出の方法により調査客体2,350人の抽出を行いました。地域別の抽出数は下の表のとおりでございます。外国人登録者数に応じて、抽出数の割当を行わせていただきました。

4ページをご覧ください。

調査項目につきましては、基本属性のほか、日常生活の満足度、言語、情報、居住など大変多岐にわたっており、全部で56の問を御用意いたしました。それにつきましては、資料4の159ページに載っております。

そして、回収率でございますが、宮城県全体の有効回収率は25%で、トータル587件の有効回答を得ることができました。

地域別で見えますと、単身世帯の多い仙台市で約20%と、回収率が低くなっておりますが、逆に、仙南、栗原、石巻地域では、40%にせまる高い回収率となっております。

なお、3年前に実施した前回調査の有効回収率は29%でございましたので、前回調査に比べ4ポイントほど回収率が低下したことになるわけですが、前回調査の有効回収数は、わずか155件でございました。今回はその4倍近くの587件の回答を集めることができましたので、前回よりも格段に精度の高い統計が完成したものと考えております。

最後に、言語別の有効回収数についてでございますが、ご覧のとおり日本語が最も多い284件で、次いで中国語が130件、英語が104件、韓国語が69件となっており、特に石巻地域で中国語の回答割合が高くなっております。

続いて、調査結果の概要について御説明いたします。

5ページをご覧ください。

まず、基本属性でございますが、国籍は、中国が40.4%を占めており、次いで韓国が28.1%、フィリピンが3.9%と続いております。ここまでの順位は、1ページ

に記載の国籍別登録者数の順位と同じでございます。ただ、割合は、中国が登録状況に対してやや少なめ、韓国・朝鮮はやや多め、フィリピンは少なめとなっております。

また、回答者の在留資格は、永住者が20.8%、留学が19.8%、日本人の配偶者等が14.7%、特別永住者が10.1%、研修が9.7%となっており、2ページに記載の在留資格別登録者数の状況と比較すると、留学と研修は多め、日本人の配偶者等と特別永住者は少なめ、永住者はほぼ同程度となっております。

回答者の性別については、男性が35%、女性が64%となっております。2ページの登録者数の状況をご覧くださいと、男性が40%、女性が60%でございますので、これと比べると回答者の割合は、男性がやや少なめ、女性がやや多めとなっております。

回答者の年齢については、ご覧のとおり若年層ほど高い割合を占めており、20歳未満が除かれていること以外は、登録状況と概ね同じ傾向となっております。

続きまして、6ページをお開きください。

日常生活の満足度についてでございます。

まず、総合的な満足度については、「満足」が34%、「やや満足」が45%となっており、実に約8割の人が、一定の満足感を持って生活している状況にあることがわかります。

また、個別の事柄については、⑥の家庭での育児、⑧の就労で満足度が低くなっており、特に就労においては、3割近くの人が「不満」又は「やや不満」と回答しています。

次に7ページをご覧ください。

言語についてでございます。

まず、日本語能力のうち、「話す」、「聞く」といった、いわゆる会話能力については、概ね3割が「不自由なし」、4割が「大体問題なし」、3割が「何らかの不自由を感じている」という状況にあることがわかりました。

また、「読み書き」能力については、ひらがなやカタカナは半数以上が「不自由なし」と回答しているのに対して、漢字は「不自由なし」と回答した人は3割にも達しておらず、外国人にとって漢字の読み書きの難しさを裏付ける結果となっております。

次に8ページをご覧ください。

日本語の学習状況でございます。

現在日本語を学習している人は4割で、できれば学習したいと考えている人が約3割に上っています。日本語を学んでいない理由として最も多かったのが、「忙しく勉強する時間がないから」で、次いで「近くに学べる場がないから」、「日本語教室や日本語学校の情報がないから」となっております。

9ページをご覧ください。

生活に必要な情報の入手先についてですが、テレビ・ラジオが最も多くなっていますが、インターネットもテレビ・ラジオに迫る高い割合となっております。なお、年齢とのクロス分析から、若年層ほどインターネットへの依存度が高い傾向を示しておりました。

続いて、10ページをお開きください。

日本、宮城県、現在の居住市町村における通算の居住年数を尋ねた問でございます。ご覧のとおり1年以上3年未満の区分が最も多く、6ヶ月未満と1年未満を合わせた3年未満の割合は4割以上となっております。

また、今後の居住予定ですが、約4割が「ずっと宮城県に住み続ける」と回答しているのに対し、約3割が「将来は日本を離れる」と回答しており、留学や研修、特定活動などの目的で来日した人の中で、その回答割合が高くなっておりました。

11ページをご覧ください。

防災についてでございます。

被災経験の有無につきましては、地震は約6割の人が経験ありと回答しているのに対し、「特にない」、つまり、どれも経験したことがないという人が、3割強に上っています。

また、災害への備えについては、何らかの備えを行っている人は約4割で、6割の人が何の備えもしていないという結果になってございます。

なお、備えていない理由には、「災害への不安を感じない」が最も多くなっておりました。

続いて12ページをお開きください。

医療・福祉でございます。

まず、健康保険の加入状況については、「加入している」が93%で、内訳としては、国民健康保険が59%、社会保険・共済保険が34%となっております。なお、在留資格の研修で未加入の割合が2割を超えておりました。

また、公的年金については、「加入している」が54%となっており、在留資格の留学で未加入の割合が9割を超えておりました。

13ページをご覧ください。

保健・医療・介護サービスの利用経験については、健康診査が35%で最も多く、休日・時間外診療が17%、各種がん検診が15%、救急車が12%となっております。また、利用したことがない人を含め無回答が42%に上っています。

また、病院で困った経験の内容については、「医療費が高すぎる」が18%で最も多く、次いで「言葉が通じない」が14%となっております。また、「特に困ったことはない」が37%となっております。

続いて14ページをお開きください。

育児・教育でございます。

まず、子どもがいる人の割合は30%で、「1人いる」が18%、「2人いる」が10%となっております。

そして、子育てで困っていることについては、「悩みを相談できる相手がいない」が最も多い17%で、次いで「情報の多くが日本語なのでわかりにくい」が16%となっております。

15ページをご覧ください。

子どもの教育で困っていることについては、「色々な費用が高い」が最も多い16%で、「進路・進学について不安がある」が次に多い15%、「学校との意思疎通がうまくいかない」が10%となっております。

また、親の母国語や母国文化の継承・教育に関する問に対しましては、35%が「現在受けさせている」と回答しており、32%が「今後受けさせたい」、16%が「わからない」という回答結果となっております。

続いて16ページをお開きください。

労働についてでございます。

まず、現在の雇用形態については、正社員が22%、自営業が9%、派遣社員が6%、パートやアルバイトなどのその他が24%、仕事をしていないが35%となっております。

また、現在の職業としましては、主婦と学生がそれぞれ2割前後を占めているほか、工場労働者などの技能職が10.4%、教員が8.2%、サービス職が7.5%、研究員などの技術職が4.6%となっております。

17ページをご覧ください。

現在の勤務地については、居住市町村内が56%と最も多くなっており、仕事をしていない人などの無回答を除きますと、85%が居住市町村内で勤務しているという結果になってございます。また、居住地とのクロス分析で、仙台市周辺の仙台地域で、居住市町村外で勤務している人の割合が比較的高いことが明らかになっております。

また、今後の勤務地については、「現在の勤務地で働きたい」が最も多い30%を占めており、「日本で働きたいが現在の勤務地からは離れたい」が9%、「母国に帰って働きたい」が14%、「わからない」が20%となっております。

なお、労働につきましては、自由意見のところでも多くの方から御意見を頂戴しております。資料4の139ページから掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続いて18ページをお開きください。

社会生活一般についてですが、親しい日本人の有無については、地域において少ない傾向が見られ、地域で「挨拶をする程度の人しかいない」又は「まったくいな

い」が4割以上に上っています。

また、日本人との交流については、「日本の文化や習慣を学びたい」が49%で最も多く、「地域の行事に参加したい」が39%、「母国の文化を紹介したい」が31%となっており、逆に「特に交流したいとは思わない」は11%となっております。

続いて19ページをご覧ください。

外国人であるがゆえに、いやな経験、つらい思いをしたことについては、「よくある」が7%、「時々ある」が45%、「ほとんどない」が34%、「まったくない」が12%となっております。

その具体的な内容については、「仕事を探すとき」が最も多い42%で、次いで「仕事中」が34%、「公的機関での手続きのとき」が27%となっております。

最後に20ページをお開きください。

行政についての問でございます。

行政施設の利用状況につきましては、「市役所、区役所、町村役場」が実に81%の人が利用したことがあると回答しており、次いで入国管理局が67%、県庁、市町村国際交流協会がともに30%、文化施設が29%となっております。

また、行政に求めることについては、「日本語や日本文化を学ぶ機会を充実する」が45%と最も高く、次いで「就職を支援する」が42%、「日本人住民と交流する機会を増やす」が26%、「日本人住民の異文化理解を進める」が22%となっております。

以上が、外国人県民アンケートの調査結果概要でございました。

資料4をご覧くださいとおわかりいただけますように、今回のアンケート調査を実施したことで、大変膨大かつ貴重なデータを収集することができました。また、自由意見等から外国人県民の皆様の切実な思いというのも十分把握することができましたので、県といたしましては、今後、この調査結果を次年度以降の施策に確実に反映していけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、この結果を公表いたしまして、皆様方に御活用いただければと考えております。

最後になりましたが、この調査結果の分析にあたりましては、東北工業大学の方々にご協力いただき、専門的な見地から御指導いただきながらまとめることができました。

以上です。

山田会長) ありがとうございます。

犬飼課長) 続きまして、資料5「宮城県多文化共生社会推進連絡会議(仮称)の概要案」をご覧ください。

宮城県多文化共生社会推進計画には「推進体制の整備」という項目があり、その中に大きく3つのことを記載しております。一つは本日開催しております「宮城県多文化共生社会推進審議会」、二つ目に、行政機関、事業者、関係機関による「宮城県多文化共生社会推進連絡会議（仮称）」を設置し、ネットワーク基盤の構築を図ることがあります。

外国人県民 16,000 人を取り巻く形で県、市町村、市町村国際交流協会・NPO、事業者、宮城県国際交流協会、教育機関をネットワークで結ぶ組織がほしいということで、本県の多文化共生社会推進計画の中でもこの会議の設置を位置付けております。

これをどのように設置するか、我々も検討を重ねておりまして、前回のこの会議でもいろいろ御議論いただきました。そして、そこで出された御意見が、資料5のとおりとなっております。

当初、我々が投げかけた案では、医療であれば医師会、福祉であれば福祉の団体、教育であれば教育の団体というような、関係団体の長あるいは役員に集まってもらうことを考えていましたが、それでは、会議の日程調整をするだけでも大変で、まず動かないということがわかりました。

そのようなことで、前回の会議では、「市町村間の連絡体制が必要か」、「県や国際交流協会が中心となり、テーマによって国の機関を招聘するのがよい」、「柔軟性を持たせ、現実的に機能する組織とすべき。着実に成果が上げられるようテーマを絞って開催すべき」、「サービスを提供する側だけでなく、サービスを受ける側もメンバーに入れるべき」、「メンバーは固定せず、テーマに応じた構成とすべき。テーマは目的を達成したら次に移り、またそのテーマに則したメンバーとすべき」というような御意見を頂戴しました。

そして、3番目のポイントとしては、会議はテーマを定め、具体的課題の解決を図るために設置すること。テーマは、問題の深刻度合いや社会的必要性などを勘案し、事務局が決定する。ただし、複数のテーマを同時に取り扱うことも可とする。メンバーは、テーマに則した実務者レベルで組織することとし、できるだけサービスを提供する側とサービスを受ける側に立つ双方を加えることとする。一つのテーマに関する活動期間は課題が解決するまでの間とし、原則として2年以内とする。というようなことを基本に考えております。

そして、最初の第一テーマ案でございますが、「外国人児童生徒の教育支援」を取り上げてみてはどうかと考えております。その理由は、昨年度のシンポジウムや研修会の開催を通じ、参加者との間でこのテーマに関する情報・課題の共有が図られ、協働に必要なネットワーク基盤を構築することができましたし、このテーマに対して多くの関係者、県民が高い関心を示しており、社会的必要性の高さを確認することができたためです。

メンバー構成につきましては、裏面のとおりでございます。まだ、まったくの案の段階ではございますが、当課はもとより既に様々な取組を行っている国際交流協会、教育機関、学校、ボランティア団体、そしてサービスを受ける側にある外国人の父兄にも入っていただくことを考えております。活動内容、活動スケジュールにつきましても、あくまでも案の段階ではございますが、ご覧の内容で考えております。

また、最後に、この他に考えられるテーマを列挙させていただきました。他のテーマに係る取組の進捗状況や、緊急性、マンパワー等を考慮し、優先順位を見定めながら、適宜、取り組んでいきたいと考えております。

以上、報告事項2点について、私からの説明を終わらせていただきます。

よろしく御指導賜りますようお願いいたします。

【質疑・応答】

山田会長) はい、ありがとうございます。

今2点報告がありましたが、後の方の宮城県多文化共生推進連絡会議は、この多文化共生社会推進計画を推進する上で大変重要で、かつ期待が持てる課題かと思っておりますので、皆様方から十分御意見をいただきたいと思っております。アンケートもございますが、そちらは後ほど御意見をいただくことにして、できるだけ連絡会議について意見をいただきたいと思っております。

御質問あるいは御意見はございますでしょうか。

犬飼課長) 補足いたしますと、我々としてもこういう推進連絡会議なる組織がほしいと思っております。今回はわかりやすく言うと、教育の会議を立ち上げ、そこでネットワークができて、次に例えば福祉の会議を、そして労働時間・雇用関係の会議、その後で医療の会議を立ち上げ、そのネットワークを最終的に結びたいと考えております。

最初に体制から入っていくというのもなかなか難しく、機能しないということもありますので、今回はその中で、アンケートでも声が上がっている外国人のお子さんの教育の問題を議論したいと思っております。

山田会長) ありがとうございます。

いかがでしょうか。教育について議論する中で、関連する家庭の問題であるとか、言語の問題が出てくるだろうと思っております。進め方やメンバーについて、御意見等をお願いします。

モリス委員) 大変具体的になってきて、大きな進歩だと高く評価しています。

私として気になるのは、宮城県にいる外国人の多くは日本社会との関わりの中で存在しています。典型的なのはお嫁さんです。

計画の中に家族支援という言葉が入っていますが、これを見ますと、家族の断面は入っているものの、家族支援そのものは入っていないようです。そこで、今すぐ連絡会議を立ち上げる場合、どういうふうに組織していくかという、一つの考え方としては、さっき言った家族の断面が入っている、災害、教育、児童生徒、子育て支援、場合によっては就職といったところが実は家族と関わりがありますが、それに加えて、お嫁さんをもらった側の日本人の支援まで含んだ取組ができるとよいと思います。

山田会長) 今のお話、大事なことかと思えます。教育について、専門的になりすぎて、業務が事務的になりすぎないか、また、今おっしゃられた家族支援という課題に入り込めないのではないかという心配があると考えられます。だとすると、例えば子育て支援とかそういったところからアクセスした方が、本来の家族支援の課題に入り込みやすいのではないかという御意見ですが、今の御意見を含めていかがでしょうか。

早坂委員) 相談対応体制のところ、市町村の相談窓口が少しずつ増えてはいるものの、なかなか広がりが見えない状況にあります。宮城県は外国人が点在しているため、外国人の方が行政に期待していることも多いようで、支援をどう展開させていくかということが重要になってくると、町村部に住んでいて感じています。

仙台に住んでいればタイムリーに支援してもらえらるけれど、郡部にいるとなかなかそういう支援を受けることができないというような悩みを抱えて生活している外国人は多いと思います。そのような外国人の方々が相談に行ける窓口を増やしていくためには、ブロックごとに子育て支援や福祉の問題を考えていって、大きな市には、きちんとした対応をしてくれる窓口を設置していただくとありがたいと思います。

また、生活支援に焦点を当てたテーマを展開していただくと、円滑に動くには2年から3年かかるでしょうから、同じようなテーマをもう一つ設けていったらどうかと思えます。

山田会長) 今の御意見、福祉分野や子育て支援を含めた方が地域の課題としてよいのではないかということでした。

他にはありませんか。

金委員) 家族支援ということで、夫婦の問題と親子の問題がありますが、外国人の家庭の

問題で重要なのはコミュニケーションだと思います。

周りの住民となかなか意思疎通ができなくてトラブルになることもあり、これについては、現在、地域で取り組んでいる課題だと思うのですが、両親は日本語が話せず、子どもは日本語しかできないという、家庭内での意思疎通が困難なケースもあります。通訳は誰がするかというと、近所に住んでいる同じクラスの奥さんがするということもあり、家族の中でコミュニケーションがとれないというようなこともあります。

我々在日韓国人社会も、私の10歳以上年上の方々はそういう問題を抱えていることが多いです。

一番子どもが困るのが、両親が日本語を話せないために、親が学校とコミュニケーションをとれず、学校の準備もうまくできない、PTAや地域の子ども会にも参加できないこともあり、かわいそうな思いをしている外国人の家庭があります。

山田会長) 今の御意見は、やはりコミュニケーションは多言語の問題があり、学校の現場を考えると、やはり教育という視点で連絡会議を持つこともいいのではないかと、外国人家庭の教育面に配慮していくべきだということでした。

教育庁にお願いするにしてもテーマの設定の仕方など、いろいろ工夫が必要ではないかということでした。

市瀬副会長) 外国人児童生徒の教育支援と言うと、イメージされるのは学校教育だと思いますが、実はそれだけではありません。保護者に関わる児童会ですとか町内会、そういう地域ごとの活動について保護者を支援することも含んだ、広範な教育支援を取り込んでいけたらよいと思います。

早坂委員がおっしゃったように、仙台から全県的に支援を行うのは難しいので、地域ごとの小さな単位で支援できるようなシステムを考えていく、そういったシステムを作っていくべきだと思います。

山田会長) ありがとうございます。

今のお話は、教育という入り口から、暮らしの中の広がりを持てるようなやり方で支援していったらどうかということでした。これは、会議のメンバーにも関わってくることで、こういった考え方は大事だと思います。

それから二つ目は、ネットワークという全体システムだけではなく、サブシステムというか、その中で機能的にニーズに応じていける体制をつくることも大切ではないかという意見だったと思います。

他はいかがでしょうか。

照井委員) 教育分野について、たくさんお話が出てきていますが、示されたテーマに係る課題を整理することが大事ではないかと思えます。

実際、学校の中では言葉に関わって生じる課題がたくさんあります。例えばいじめの問題であったり、不登校であったり、非常に少数なので閉じこもってしまう子どももいます。この会議の中の大テーマである、共生するということから離れていくことは、学校に顕著に表れてくると思えます。学校の状態が、一つの社会全体の流れだろうと考えられるわけで、学校の中で生じる課題を明確にしていくということで、第1テーマは有効ではないかと思えます。

ただ、活動内容については、約2年間にわたって取り組んでいくその先にどのような形が見えてくるのがよいのか、構築していくのかということについてもっと明確に議論しないと、取り組んだだけで終わってしまうのではないかということを感じます。

具体的には、学校だよりなどの一元的多言語化というのは一つの方法ではありますが、もっと課題はたくさんあるのではないかと思えます。実際に学校現場の話を聞いたのですが、韓国の子どもに学校だよりを持たせて帰ると、保護者が全然日本語が読めないのが大変困っているそうです。地域で日本語と韓国語の両方できる方に学校だよりを全部翻訳してもらって、その子どもに渡していますが、継続するだけの力がその学校にないので、ボランティアでお願いしているという例があります。これを継続的に波及させていくという課題はとても大きいのではないかと思えますし、大きなエネルギーが必要だと感じています。

山田会長) ありがとうございます。

教育の問題を取り上げるに当たり、非常に大変な部分もありますが、そのとき生じている様々な課題について支援の検討をさらにするべきではないかという御指摘と、もう1つは、この連絡会議が目指すイメージ、どういった展開のものをイメージしながらそれに近づけていくのかといった議論をしていく必要があるという御指摘でした。

他には何かありますか。

加藤委員) 考えられるテーマや教育現場の実情を考えると、今やらなければならない部分が結構あると思うのですが、この2年間で一つのテーマを扱うとすると、網羅するまで10何年かかりますので、同時進行でやってもいいし、あるいは1つを1年以内に全て終わらせる、早くできるものからやっていくというやり方のほうがよいのではないのでしょうか。

何を求めるのかということを見ると、この中で、「意識の壁」、「言葉の壁」、「生活の壁」の解消と言っていますので、その中でテーマを1つずつ絞って解決して

いってはいかがでしょうか。

山田会長) ありがとうございます。

1つの会議をするにしても、それなりに時間がかかることを考えますと、ある程度複数の課題を入れて複数の会議を動かすことはできないのか、そして1つ1つの課題について、会議の中で、例えば教育の中でもテーマをある程度絞りながら議論していくというのにも必要ではないかという御意見でした。

他はいかがでしょうか。

今日は皆様の御意見を出していただいて、今後の対応を検討いただくということでもよろしいでしょうか。

犬飼課長) はい。結構です。

山田会長) 例えば、今加藤委員からお話があったように、教育の問題やそれ以外の問題の課題設定も必要だということでしたが、先ほどのような切り口を持って、会議をもう1つ用意するというのは可能でしょうか。

犬飼課長) はい。集住地区であると非常に課題も明確で、直面している問題にどう対応するかが絞られてくるのですが、宮城の場合は点在しているので、課題もぼやけています。

そこで、私たちとしては、行政が何年もかけて全てに応えるよりは、課題解決の手法のネットワークを作り、その後、様々な対応を展開していくのがいいのではないかと考えております。教育と言いながらも、実は家族と絡んでいますから、我々が最初に1つテーマを決め、対応策や解決策を見つけ、それをいろいろな方に伝えることによって、全県的なネットワークを広げていきたいと考えております。その際のテーマとしては、教育とそれ以外にもう1つくらいあってもよいと思います。

例えば、数制的にも多い仙台市で、教育で困っている外国人の子どもたちの教育環境をもう少し拡充したい場合、特定のものに絞ってやる方がよいと思います。仙台市での取組をそのまま応用できないにしても、何らかの形で他の市町村に広がり、我々が直接入らなくても自発的にやっていけるような形にしたいと思っています。誰もが程度イメージしやすく、議論しやすいものとなると、家族、教育となり、地域に根ざした課題となります。そういった身近なところから始められないかと考えております。本日は非常によい意見をたくさんいただきましたので、参考にしたいと思います。

モリス委員のお話にあった点在中で孤立しがちな外国人の家族支援やコミュニケーション等の問題について、はじめにお話しした宮城県国際交流協会のサポー

トも結果的にどうなっているのかはわからないので、今日いただいた意見をもとに、もう一度会議が具体的なものになるよう、会長・副会長さんに御相談させていただいた上で、皆様方にお諮りしたいと考えております。

モリス委員) 少し引っかかる点があります。仙台市での外国人の家庭に対する支援を例にあげていらっしゃいましたが、それが大崎市や登米市などで通用するかというと、疑問が残ります。

アンケートの調査結果概要の2ページ、在留資格で一番多い一般永住者というのはどういう経路でそうなったかは公表されていませんが、おそらく一番は配偶者だと思います。次は定住者から永住者への切り替えでしょう。永住者と配偶者を足して、これで宮城県における外国人の一番多い配偶者グループが見えてくると思います。また、統計にあがってこない配偶者から日本人に帰化した人もいます。

宮城県で実質的に一番外国人が多い仙台市の問題から一つのモデルを作って県内に広めていくという考え自体はわかるのですが、それは伝播不可能ではないかと感じます。

その要因の一つは、仙台市は研究者や留学生が多く、家族の教育力が高い上に外国人同士の家族が郡部より多いこと、もう一つは、外国人支援に利用できる人的資源という面でも仙台は郡部をはるかに超えており、郡部では仙台の真似をしたくてもできないということです。

犬飼課長) 先ほどお話ししたことは、事例として言っただけであり、私が言いたいのは、全県的に何かをやるのには無理があるので、スロースタートで実績を積んでいきたいという思いがあります。

今後先生方に、どのような分野や対象から始めたらよいかを教えていただいて、事務局として協力させていただきたいと考えております。

モリス委員) 教育から入るといのはほぼ決まりで、ある程度できそうなところから始めることに異論はありません。

ただ、私として一つ気になるのは、外国人児童生徒の教育支援と、母国語・母国文化教育支援を切り離して別々にしてやるのはどうかということです。相互乗り入れが必要ではないかと思えます。

犬飼課長) 2つ合わせて一斉にやった方がいいというのは、私も同意見です。

実は市瀬先生に去年の12月、仙台市内でシンポジウムを開催した際に「外国人児童生徒を取り巻く現状と課題、そして未来」という講演をしていただきました。100人という非常に多くの方が集まり、関心の高さを感じたわけでございます。

私としましても関心の高く、家族支援にもつながる、教育という分野がいいのかと思います。そこで、今日お知らせしたイベントでも教育支援について、母語の問題や言葉自体の問題も一緒に議論されています。一緒に何をやっていいか御指導いただきたいところです。

モリス委員) 学校支援と母語の問題を切り離したら、どういうことが懸念されるかという
と、学校支援の方が意識せずとも重視されてしまうことです。学習の中における母語が果たす役割ということを意識しなければ、きわめて残念な結果になるのではないかとということが心配です。

市瀬先生はどうですか。

市瀬副会長) 私より会長がおっしゃる方がよろしいのではないかと思います。

李委員) 「その他に考えられるテーマ」の真ん中の3つは関連性が高いと思います。

山田会長) 今のお話は、取り上げるにしても、課題とその中のさらに細かい課題の取り上げ方、その議論の仕方についてももう少し検討が必要ではないかと思います。

金委員) 仙台市の学校で何かモデル校のようなものがあって、中国の方でも韓国の方でも、そこに行けば、心配なく教育を受けられるというような場所があればよいのではないのでしょうか。その学校については、学区を廃止していただいて、最初の1年はそういう学校に通えるシステムができればいいと思います。

今問題になっているのは、日本にやってきた方が後で連れてくるお子さん、連れ子さんの教育に関する問題です。日本語がわからない方々に対する日本語教育等については、皆さん認知しやすいと思います。そこでトラブルになっているのは、外国人が点在しているからこそ起きる問題もありますが、クラスの全員、半分が外国人というような学校がモデルケースとしてできれば、親も安心して教育できる環境ができるのではないかと思います。

私の知っている韓国人の方もお子さんがいて、仙台にはそういう学校がないので、東京や大阪の韓国系の学校に1年くらい通わせてから仙台に来るといった方もいらっしゃいます。

先ほど、仙台でのモデルケースが田舎の町の方に受け入れられるかという問題が出ましたが、まずはそういう選択肢があるということを知ることが大切だと思います。できればそのような方向でも考えながらやっていけばよいと思います。

山田会長) ありがとうございます。

李委員) 今の話ですが、私は夏休み直前に国見小学校に通っていました。日本語支援をさせていただいたのですが、留学生の方のお友達が集中していたのですが、わりと親たちが教育レベルの高い人たちでした。それで、親が日本語がわからなくても、国見小学校には佐藤先生という、英語も上手で国際関係に精通した先生がいて、学校のチラシやお便りもすべて英語に訳して親に出しているため、不便なことは少ないだろうと感じました。

もう一つ、八幡小学校では、留学生の友達が多く、県内のモデルにはなりにくいのではないかと思います。外国人の子どもが留学生と結婚したり、日本人と結婚したり、その形も様々なので、共通の背景を持つ子が一つの学校に集中するのは難しいのではないかと思います。

また、幸町小学校も近くに市営住宅があつて外国人の子どもが結構多く通っていますが、その中に、国際結婚をした人や留学生の子どもも住んでいます。いろんな子どもが地域で暮らしています。仙台市以外の地域では、まだ国際結婚の子どもが多いのではないかと思いますので代表になるのは難しいと思います。

市瀬副会長) いくつかの議論が錯綜しているかと思えます。公立の小学校レベルの選択校的な、お金を出して入る学校、あるいは公立の高校でしたら、特定の高校が外国人を優先的に受け入れるというシステムが福島県にはありますが、地域で自律的に運用できる、あるいは選抜して入るというのが全県的なシステムです。それこそ学校教育の専門的会議ができたときに議論すればいいところなので、これ以上議論してもどうにもならないのではないのでしょうか。

山田会長) 今まとめていただきましたように、この会議が進展したその時の成果として、教育の現場でのモデルの実現があるということですので、その視点を持って進めていってはどうかと思えます。

犬飼課長) ありがとうございます。

このような計画を作り、いろいろな主体とネットワークを組みながら進めたいと考えております。その時に全体的にするというよりも、協働して象徴的にやることによって、宮城の多文化共生社会が進んでいくというのを実感し、その成功事例を多く県民の方々に広めることによって、良い循環にしていきたいと考えております。その初めに取り組むものを何にしたらよいかというところで、我々なりに考えながら教育というのを掲げさせていただきましたが、これだけいろいろな方が御意見をお持ちのようですので、関係者の方々にお集まりいただいたところで議論していきたいと考えております。

ただ、先ほど出た課題なのですが、一つ一つのことになると、かなり難しくなってきましたので、今度、教育という分野の検討の枠組みができましたら、そこでまた御審議いただきたいと考えております。

【まとめ】

山田会長) 他に御意見はございませんか。よろしいですか。

時間もまいりましたので、今、課長さんが言われたように、まずは具体的な議論ができる場というところからスタートして、徐々に広げていくというやり方については御了解いただけないでしょうか。

ただ、そのテーマを何にしていくかということに関しては、いろいろな意見があり、それは人選の問題、そこでの対象の特性との関係もあるかと思えます。

また、県内での応用体制を構築していくためにどうしたらいいか、という視点がテーマを設定するときには大事ではないかという御意見もありました。

それからもう1つ、教育というテーマを設定したとしても、その中身の設定の仕方を構築していかなければならないのではないかと、御意見の中では生活・文化といった幅広く展開できるような設定の仕方がよいのではないかとということでした。

今日この場で具体的にどういうテーマでどの単位でということは、なかなか整理できませんでしたが、事務局で今日の議論を踏まえて整理していただき、その後、報告していただきたいと思えます。

犬飼課長) 宮城県としましても、じっくり検討させていただき、会長・副会長と相談させていただいて、皆さんに御報告したいと思えます。

山田会長) ぜひ今日の議論を踏まえまして、今後の進め方について御意見をいただく場を用意していただくということでよろしいでしょうか。

犬飼課長) はい。

【議事の終了・その他】

山田会長) これで、連絡会議についての審議を終わります。

次に、アンケートについて何か御意見等ある方はいらっしゃいますか。

最後に5その他ですが、何かございますでしょうか。

事務局) 事務局からは特にございません。

山田会長) 今日は大変長い時間、お疲れ様でした。

【閉 会】

司 会) 山田会長, 委員の皆様, どうもありがとうございました。

「その他」は特にございませんでしたので, 以上をもちまして, 平成22年度第1回宮城県多文化共生推進審議会を閉会いたします。

本日は大変長時間お疲れ様でございました。